別紙（第４条第２項及び第14条第２項関係）

誓　約　書

鞍手町下水道排水設備工事責任技術者登録申請者及び鞍手町下水道排水設備指定工事店申請者並びに法人にあってはその役員は、以下の規定に該当しないことを誓約します。

【責任技術者】　鞍手町下水道設備指定工事店規則第13条第２項

(１)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

(２)　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

(３)　不正行為又は不正行為によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、２年を経過していない場合

【指定工事店】　鞍手町下水道設備指定工事店規則第３条第１項第４号

(１)　工事業者（法人にあっては、その代表者及び役員）が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

(２)　工事業者（法人にあってはその代表者及び役員）が、第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから２年を経過していない場合

(３)　指定工事店が、第10条第２項の規定により指定を取り消されてから２年を経過していない場合

(４)　工事業者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

年　　　月　　　日

氏名又は名称

申請者 所在地

氏名 印

鞍　手　町　長　様